

「きょうと食育ネットワーク」を活用した、「開かれた」学校での食育教育のための提言¹

同志社大学 風間規男研究会 教育分科会

田辺真一郎 樽本浩樹 北口拓実 國崎千尋

2010年12月

¹本稿は、2010年12月11日、12日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2010」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、風間規男教授（同志社大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

「きょうと食育ネットワーク」を活用した、「開かれた」学校での食育教育のための提言

2010年12月

要約

<はじめに>

今日、食の安全や食に対する理解、感謝、ライフスタイルが変化した。それに伴う食の変化により生まれた問題を解決するために、政府は2005年に食育基本法を制定した。これによって、基本法が目指す社会になるよう食育推進基本計画に基づき、さまざまな政策が実施されている。しかし私たちは食をめぐる調査を実施した結果、食育を学校で受けているはずの子どもたちが、学校外で日々食育ということ意識する環境を持っていない、また学校や社会が作れていないのではと問題意識をもった。また学校給食法によって定められている、給食が食育の役割を果たすということに関して、小中学校において、どのような食に関する教育が行われているのかについて関心を持つようになった。

<分析>

私たちは2つの視点から現状分析を行った。

- ・京都府の「京都府食育推進計画」に基づく事業を調べ、地方自治体でどのような取り組みが行われているのかについての分析。
- ・学校で行われている食育が社会にインパクトをどの程度あたえているのかについての分析。

<問題意識>

まず私たちの問題意識は以下の点である。

- 1、子どもたちの学校以外の日常生活の中で、食について考えるきっかけが不十分なのではないか。
- 2、家庭や学校、地域が一体となって子どもたちに食育を実施できていない。

<先行研究>

「地域社会・家庭と結ぶ学校経営」
佐藤晴雄編
1999、東洋館出版

<政策案>

問題分析で得た現状の政策・食に対しての教育の継続性をなくし、社会によりインパクトのある政策をうちだす。

具体的にはきょうと食育ネットワークに新たな機能を付与させ、地産地消の意を含めたポイントを製品に付与し、子供たちに日常から食に対しての意識をさせる。

またそのポイントを収集することで、特典と交換でき、さらなる食育の効果をさせるもの

である。そして特典において現状での企業と子供たちのニーズとシーズを合わせる効果を持つ政策である。

<行程表>

この私たちの政策がどのように進んでいくのかの展望を示した。

目次

はじめに

第1章 現状・分析について

第1節 学校給食法と食育基本法

第2節 京都府の食育事業・学校現場の食育事業の分析

第2章 問題意識

第1節 問題意識

第3章 先行研究

第1節 『地域社会・家庭と結ぶ学校経営』

第4章 政策案

第1節 政策案の基礎となる部分

第2節 政策案の概要

第3節 各アクターの役割等について説明

第5章 行程表

第1節 政策案行程表 1年目から10年目まで

第2節 政策効果

補助資料・先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

序にかえて

近年、孤食やファストフード中心の食生活などに代表されるような食生活の乱れや、外食中心の生活などの食事のスタイルの変化、国内外の食品に関する事件などから食物の安全性に対する問題が社会的に認知されるようになってきた。

またこのような食の乱れの影響として、人々に生活習慣病にかかる人が増加している。これは糖尿病や心疾患などをはじめとした現在多くの人々がかかる主な病気としてあるものだ。そしてこれは食原病とも言われている。

こういった状況に対し、私たちは正しい食の理解や知識を取得する必要性を感じた。そしてこれは食という人間生活の中で誰もが関係する問題あり、子供から大人までがより認識すべき問題であると踏まえる。つまりこの現在の状況の中に食の生涯教育と求められ、食育政策が必要とされているのではと考える。¹

そして現実でもそのような状況を受けて、政府は 2005 年に食育基本法を制定し、食育推進基本計画のもとで食育に関する政策を行っている。

しかしながら、実際に報告されているデータを検証すると、食育教育は十分に行われているとは言えない。現在の食育事業の問題点が、京都府を中心とした近畿県内、および福井県の学校自治体で行われている食育事業・教育に関する調査から明らかになった。以下の教育の継続性の欠如に関する問題点、そして現在の政策が学校などだけで完結してしまう「閉じられた」政策であるという問題点の 2 つについて改善策としての政策提言を行う。

本稿では、要約にもあるように以下の流れで議論を進めていく。はじめに、現状分析として食にまつわる現状の法律と現状の食育などに関する分析について説明する。まず 1 つ目に、現状の食に関する法であり、重要な部分である学校給食法と食育基本法について説明する。

2 つ目現状の実在する食育に関しての分析で、1 つ目の分析では京都府の食育事業について政策の継続性の観点からの分析、2 つ目の分析では学校現場の食育事業から、現行政策の「閉じられた」政策について分析を行う。

分析を行ったのち、先行研究として取り上げた佐藤晴雄編「地域社会・家庭と結ぶ学校経営」で述べられている主張の要約と、私たちの提言する政策が、その主張のなかでどのように位置づけられるのかについて述べ、政策内容の提言に入っていく。

提案では、ベルマーク運動を参考に、きょうと食育ネットワークの活動内容とその効果として政策によって実現される、日常生活で食について関心を持つ機会の増加と、長期的に見

¹ 補助資料 2 参照

た「開かれた」学校での教職員にかかる負担の低下・および教育効率の上昇について述べ、工程表を用いて実現方法を説明し、最後に本政策実現後の政策効果について述べ、本稿を締めくくる。

第1章 現状・分析について

第1節 学校給食法と食育基本法

現状に関して

現状では、日本の食育事業に関する説明と分析をマクロからミクロへと順に述べていく。はじめに、国の食育に関する法律である学校給食法と食育基本法の関係について説明する。これは日本の食育事業のマクロレベルに相当する。続いて、京都府の事業の問題点を分析する。これはミドルレベルに相当する。そして最後に、実際に学校で行われている食育教育について説明し、その問題点を分析する。これは政策のミクロレベルに相当する。

現状把握 1：学校給食法と食育基本法の関係

ここでは学校給食法と食育基本法に関する説明を行う。ここでの結論は学校給食と食育は一致してはいけないということである。そして地域の資源を取り入れて食育をするべき、また地域一体となって子供たちの食育を促進するということである。子どもたちの食・食育に関係する法律は2つあり、学校給食法と食育基本法がある。この2つの法律について見ていきたい。

・学校給食法について

学校給食法は昭和29年6月3日に施行された法律である。平成20年6月に改定され、それにより法律の目的は改定前の「食生活改善」という目的から、学校給食の普及・充実とともに学校での「食育推進」と位置づけられ、学校給食の教育的要素が強くなっている。そもそも学校給食法とは学校給食が児童の発育に関わるものであり、食に関する正しい知識を養う上で重要なものであるための学校給食、そしてそれを活用した食に関する指導に関する必要事項を定め、食育の推進を図ることを目的としている。そして今回の改正でいくつか付け加えられたものも含め、学校給食の目標として次のものが挙げられている。それは以下のことである。

学校給食法の目標

1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、
2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと、
3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと
4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと
5. 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと
6. 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること
7. 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと

要約すると健康の保持増進、食の理解、知識、食に対する感謝、文化の継承ということである。

そして、この法律のなかで義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなくてはならないとされている。つまり学校給食は各自治体の努力義務であるということだ。また法律では、第三章に学校給食を活用した食に関する指導があり、ここでは校長は効果的な指導のために学校給食と関連付けつつ、義務教育学校における食に関する指導の、全体的な計画を作成すること、その他必要な処置を講ずるものとしている。そして改正により栄養教諭の役割が法制化され、役割を学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別な配慮を要する子どもへの個別的な指導、その他、学校給食を活用した食に関する実践的な指導と定めている。

・食育基本法について

次に食育基本法について述べる。食育基本法は平成17年に制定されたものである。この基本法では国民の食・食育に関して、さらなる促進を目的として制定されたものである。この法の総則には大きく2つあり、1つ目が国民の意識の重要性や食品関係者等についての責務と食育について、2つ目が方向性についてである。

まず国民全体に対し、地域住民・社会を構成する主体の参加、協力と連携、全国的展開の促進ということが述べられている(第4条)。これは地域一体となって食育を振興していく必要性について述べている。そしてこの点に関して、食育を担っていくにあたり、より効果を発揮するために協力をする必要があるとってくる。またその点に関して、子供をもつ家庭や、食に関係する農業漁業従事者、食品関係会社の責務について記載されている。以下がその内容である。

- ・家庭については、家庭が食育において重要な役割を有し、積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組むべきとされている。(第5条)
- ・農林漁業関係は農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について理解深化、また教育関係者と相互協力する必要も述べられている。(第11条)

・食品関連事業者等（製造から流通、販売等）は自主的かつ積極的な食育の推進が求められ、また国などの食育推進についての施策に協力しないといけない、と記載されている。（第12条）

このように地域一体として国民全体で食育推進を目的とするとともに、また食文化・地域特性の食生活などに配慮し、食料生産者と消費者の交流促進、農山漁村の活性化、自給率の向上を目的としている。（第7条）これが食育の方向性である。

次に食育推進基本計画について述べると、これは平成18年度から平成22年度までの5年間を対象とした計画であり、これに基づき国民運動として食育問題に取り組むことを目的としている。以下の7つが基本方針である。

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
2. 食に関する感謝の念と理解
3. 食育推進運動の展開
4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割である。

またこの計画において数値目標も掲げられており、たとえば学校給食における地場産物を使用する割合の増加で21パーセント（平成16年度、食材数ベース）から30パーセント以上、食育に関心を持つ国民の割合の増加70パーセント（平成17年度）から90パーセント以上といったものである。

この基本計画において注目すべき点は学校、保育所等における食育の推進として学校給食の役割が挙げられているところである。ここでは学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理法式の効果等の周知・普及を推進している。また食文化の継承のための活動への支援等でも学校給食に郷土料理等の導入を推進している。

以上の説明から以下の点をまとめとして挙げるができる。

まとめ

- 1、給食＝食育でなくてはならない。しかし十分にその目標を満たせていない。
- 2、食育を進めるうえで、食育基本法から地域資源の活用が重要である。

現状把握2: 京都府における食育事業の重要性について

次に私たちが政策案において事業主体として考えている、京都府の実施政策・予算についての現状について見ていきたいと思う。

まず京都府の長である山田啓二知事の食育についての考えを、知事の過去の発言などを通じて示していく。まず知事の発言を見ていきたい。『知事と和い和いミーティング「知事と語ろう！男女共同参画」』での食育の重要性の発言や、セブン-イレブン・ジャパンと地域活性化包括連携協定を締結したときに地産地消を中心とした食育の発展への貢献などを口にしている。つまり知事の中での潜在的な食育の重要性は高いと言える。

次に知事は、ブランド産を地域において創設することで、地産地消を進めていく方針を打ち出している。そして実際に、京のブランド産品の新たな認定・創設を行ってきた。つまり、地産地消などを含む食の重要性について認識しており、実際に政策を打ち出すほど重要度が高いといえる。またブランド化をしていくことの推進の継続についての発言もまた行っている。

このような状況から京都市では食育の重要性を認識しているといえる。

まとめ

1. 山田京都府知事の食に関する事業の優先度は高い。

第2節 分析

分析1：京都府の食育事業

ここでは京都府の「京都府食育推進計画」を用いて、自治体で取り組まれている食育事業の問題点の現状分析を行う。この「京都府食育推進計画」は食育基本法及び、国の食育推進基本計画を踏まえ、京都府における食育推進の方向性とその取組みの全体像を示し、関係者・関係組織と役割分担しながら、府民ぐるみで「食育」の取組を推進するための計画である。

現状の問題点として、以下の2点があげられる。

問題点

1. 講師、体験学習の受け入れ先を探すことが難しい。
2. 政策に継続性がないものが多い。

これらの問題点を、ベルマークを参考とした私たちの事業を行うことにより、継続性を持たせ、受け入れ先とのマッチングができると考える。

以下、その詳細について述べていく。

京都府食育推進計画のためにどのような取り組みがなされているのかについて、今回「家庭」と「学校」での食育という点に焦点に合わせて政策分析をしていく。まず平成22年度における家庭と学校での政策の取り組みは次のようになっている。

・家庭における食育推進

朝ご飯を毎日食べる運動の展開

(保育所等での支援、食育月間における関係団体と連携した啓発、小学校就学直前の子供を持つ親への支援)

食の大切さや望ましい食習慣についての啓発

(出前講座への対応、各種イベントでの啓発、食育講座、家庭における食育推進を狙いとした啓発、「なんたん・かんたん・やさしい料理」レシピの普及、働きざかり世代への食を通じた健康づくり、「みんなでコラボ」 in 中丹における「元気の源朝ごはんパワー(はぐくみ教室)」の開催、食関連情報を発信する啓発資材の共同開発と活用)

栄養指導・相談対応充実

(保育所等への支援)

初めて父親、母親になる夫婦の妊娠・出産期の子育てを意識した食育における保健・医療機関、NPO等の連携

(子育てを意識した食育講座の実施)

親子料理教室等、「食」を楽しみながら学ぶ機会の提供

(親子料理教室開催支援、食生活改善推進員による親子料理教室等の取り組み支援、体験型食育教室の取組促進、食のスクラップコンクール実施、府関連施設を利用した農林漁業体験、府の施設を活用した農林漁業体験)

・学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

食育に関する計画・指針等の作成

(モデル保育所における食育計画の策定支援、学校における食に関する指導計画の策定)

食育に関する教職員等の意識向上

(特定給食施設等巡回指導・従事者講演会など、食育指導者向けの研修会実施、教職員研修の充実、中丹知地区学校給食研究大会の開催、丹後地方学校給食研修会の開催)

あらゆる機会を通じた「食」に関する指導

(健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズの取り組み、特定給食施設等巡回指導・従事者講演会など、出前講演への対応、学校給食を活用した食育の推進、家畜、動物とのふれあいを通じた食育推進、丹後の食育実践活動事例集募集、食育キャラクターの普及と活用、子どもとお母さんのためのお魚媒体の普及と活用)

地域の特色や工夫を生かした給食の実施

(保育所での郷土食の提供促進、特定給食施設等巡回指導・従事者講演会などによる地域の特色を生かした給食の提供を支援、地場産物を取り入れた学校給食の促進、地元産物を取り入れた学校給食の促進)

食生活改善推進委員や生活研究グループ員、生産者等、地域の「食」の専門家の協力を得た食育の取組

(食生活改善推進委員活動の支援、食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供、地域の人材を活用した体験活動等の実施)

農作物栽培や調理等の体験活動

(保育所の親子による農作物栽培、収穫体験、府関連施設を利用した農林漁業体験、体験型食育教室の取組促進)

学校・保育所・幼稚園が連携した食育の推進

(特定給食施設等従事者講演会、小学校就学直前の子供を持つ親への支援)

栄養教諭等の配置の促進

(私学における栄養教諭の配置促進、採用選考試験等の実施)

以上が、学校での計画に対する取り組みである。これは様々な人を対象に色々な角度から取り組もうとしていることが分かる。また担当も健康対策課、食の安心・安全推進課、社会教育課、子ども未来課、中丹教育局、農村振興課など多岐にわたることが分かった。

そのため京都府は関係者が連携できる「食育ネットワーク」作りに取り組んでいる。しかし、京都府の資料にあるように現状として次のような問題を抱えている。まず1つに、各地域で様々な食育の取り組みが行われているが、講師や体験学習の受け入れ先を探すことが難しいということ、そしてもう1つの問題として、単独の取り組みが大半であり、関係団体で連携の取れた継続性のある取り組みが少ないという状況である。

分析 2 : 学校現場の食育事業

ここでは、実際学校で行われている食育教育内容に関する分析を行う。現状説明で述べたように食育基本法では、社会全体で食育をしていくことを目指しているが各学校で実施されている教育内容を分析したところ、以下の問題点を指摘するに至った。

問題点

- ・学校や家庭など地域社会が一体となり食育を行えていない。

以下ではこの結論に至った背景と結論の詳細を述べる。

上記したように食育基本法が2005年(平成17年)に成立した。この法に沿って食育推進基本計画が作成された。その基本計画の方針は、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念、食育推進運動の展開、子どもの食育における保護者・教育関係者等の役割、食に関する体験活動と食育推進活動の実践、伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、食品の安全性の確保等における食育の役割について述べていると先の分析でも述べた。つまり、社会全体で食育を実施していくということである。食育は現在、小・中学校などの教育機関で実施されることがほとんどである。

それは幼い時から食について学習することで、食に対する正しい知識を獲得し、安心安全な食生活を生涯送れるようにすることが大きな目的だからである。

学校で野菜を育てることや、調理実習を行うことなどによって食に関する知識を得ることは可能であろう。私たちがヒアリングを行った京都市立新町小学校では、授業の時間を15分ほど使用し、その科目に関係した食育教育や、学級時間を使った食育教育、ランチルームでの全員での食事、畑を借りての野菜の栽培実践、また1年生の保護者向けに給食の試食会などを実施している。京都府は食育に対して熱心に取り組んでいると言え、栄養教諭の数も他府県に比べて多いとのことであった。

しかし、きょうと食育ネットワークへのインタビューの結果、教育現場の状況を見ると、食育に対するニーズはあるが、その対応に十分な教師の知識や能力がないため、不十分であることが分かった。

さらに、これらの取り組みは学校の中だけで行われる「閉じた」教育であると言えるだろう。「閉じた」教育とは、学校教育関係者と生徒の間だけですべての教育プロセスが終了するような教育である。反対に「開かれた」教育とは、学校教育関係者と生徒の間だけですべての教育プロセスが終了しない、関係者以外のアクターを、たとえば企業や地域社会の住民を、巻き込んだ教育である。

実際、食事を取るのはほとんどの場合は家庭であり、家庭では食生活や食習慣などを形成する場としての重要な役割を担っている。子どもの時からさまざまな食べ物を経験していくことで、食生活の基本的な知識や好き嫌いをしないこと、食べ物を大切にすることなどの正しい食習慣を獲得することができる。

また、家族との日常生活においても食育につながることは多々ある。食材の購入、料理の手伝い、後片づけの時などに、食材の選択の方法、正しい調理法などを学ぶことができる。家族や友人たちとの食事を通じたコミュニケーションをすることも大切な時間である。「いただきます」、「ごちそうさまでした」などをいう習慣によって食べ物への感謝の心を持つこと、朝ごはんをしっかりと食べて1日の健康なスタートをすることも家庭における重要な役割である。

以上のような家庭での教育の効果を発揮させるためにも「閉じた」教育ではなく、地域社会でも教育が行われるような「開かれた」教育が重要であると言えるだろう。

よって、学校での食育教育に関連して、家庭や日常生活の中で食育を行うことができる仕組みが必要であると言えるだろう。

第2章 問題意識

第1節 問題意識

このように現状と分析から得た結果、大きく2つの問題があると感じた。

- 1、子供たちの学校生活以外の日常生活の中で、食への意識・啓発の不十分さ
- 2、家庭や学校が地域一体となって子供たちに食育を実施できていないということ

これに関して説明をしていく。

まず1つ目について。これは日常生活の中での食への教育不足、継続性の欠如ということであるが、この点に関して私たちは強く問題意識を抱いた。なぜならば食育、食とは日常生活の中で、人間の食生活である、朝・昼・夜に大きく関係しているからだ。子供たちが健全な食生活を常に送っていくには、そのうち学校以外の生活の中にある朝・夜でも健全な食に対する意識をしないといけない。そうでないといくら知識があろうとも、結局は同じことになり意味がないということだ。つまり学校での給食、またそれ以外の日常生活の中でも食への意識が必要であり、いくら学校や企業などで授業を行おうが、それは日常的な意識の継続性がないだけで効果が少なくなるのである。ここに対して私たちは危機意識を抱き、取り組む必要性を感じたのだ。

次に2つ目について言うと、家庭や学校などが地域一体となって食育を取り組めていないということである。これは食育という性質上のために地域一体となつて行ふ必要があることだと考えている。なぜなら学校で食について教えていたとしても、家庭で教えないと意味がなくなる。上でも述べたように継続性がないといったことだ。また簡易な知識・情報からの継続だけでなく、実際に体験を通じて得る食に対する知識もあるはずである。具体的に言うと農家や畜産業を行う方々での現場体験や、企業の独自のノウハウ・知識を活かした食育授業などである。つまり現状では授業などを通じての知識の導入が多い。また学校によってその体験の差異が生まれており、継続性や学校外の組織の取り組みのつながりが薄いことをあげることができる。こういった部分を現状よりもつながりを持たせ、地域一体となって子供たちに食の重要性を伝えていく必要があるのではないかと感じた。

以上が、私たちがこの問題に取り組むにあたっての問題意識である。

第3章 先行研究

第1節 「地域社会・家庭と結ぶ学校経営」

佐藤晴雄編

1999、東洋館出版

ここでは、現状分析と、政策提言の橋渡しとして、私たちが先行研究として取り上げた、佐藤晴雄編「地域社会・家庭と結ぶ学校経営」を取り上げ、本書の概要について述べ、その中で私たちが今回の論文で問題分析、政策案を考える上で参考とした部分5章、8章、最終章について詳細に述べる。ここでの結論は以下の3点である。

先行研究での位置づけ

- ・論文の見地を実際の政策案として具体的に活用する。

政策で活かされること

1. 地域社会の力を取り入れるべきであるという点
2. 学校教育関係者の調整コストを減らすことができる、本業に注力できるという点

以下、詳細に説明していく。まず、本書の概要について説明する。

本書は、「新しい学校のパラダイムの転換」シリーズの2巻であり、このシリーズでは、新しい学校のありかたとして、教育方法のパラダイム転換、学校のスリム化などに焦点をあて、提言を行っている。このシリーズでは、130年が経過した学校制度が、現代のニーズにそぐわなくなってきた背景をもとに、閉ざされた場としての特別な教育機関としての存在に疑問をなげかけ、もっと人間的な学習の場としての新しい学校としてのありかたについて論じている。

第5章は「地域社会の教育資源を活用した学校経営」となっており、地域社会が持つ、人材や知識・ノウハウ・施設などの資源を教育現場に活かすべきであるという主張をしている。

その理由として挙げられているのは、知識の伝達を教室のみで行っていた従来の「閉じられた」学校よりも、体験学習を行うことで学ぶ、「開かれた」学校のほうがよいということである。

たとえとして著者は、ごみの処理問題について学ぶとき、埋め立て場の写真を見て話を聞くよりも、実際に埋め立て上に行き、現場の空気を吸いながら、現場の人間によって語られる言葉で学ぶほうが印象に残りやすいであろう、という主張を行っている。この主張は8章の民間企業を活用した学校経営の部分の主張でも 挙げられている。

続いて8章は、「民間企業を活用した学校経営」となっており、ここでは3つの主張を行っている。

まず1つ目は、社会の構成員として企業が地域社会に貢献する義務があるという主張であり、そして2つ目は、企業の人や資源を教育の現場で活かすべきであるという主張である。先の5章でも挙げたように、「開かれた」学校が教育へと与える強いインパクトがその理由である。そして最後に3つ目として、企業ボランティアとして休暇をとることができれば、今まで教育に参加していなかった親も、気楽に休暇がとれ、教育に参加できるという主張である。

そして終章は、「地域社会・家庭と結ぶ学校経営を目指して」となっており、その中で地域社会と家庭と学校の連携を阻んでいる要因について考察し、その解決策を示している。

著者は地域社会と家庭と学校が連携する上で障害になっている背景には、「総論賛成、各論反対」的意見が多いためであると述べている。食育教育が地域社会や民間企業の資源や人を使って行われるのはよいことだと思うが、自分が行うとなると難しい、という意見が大半であると著者は述べている。

たとえば、地域の伝統的な食事を作るとき、地域の人々と一緒に作ることができれば、よりよい効果を与えることは間違いがないが、それを担う人がいないという例があげられる。

著者はこの各論反対、つまり面倒さの対処法として、長期的なメリットに目を向けるべきであると述べている。

その例として著者は、地域社会との協力は、机の整理のようなものであると述べている。はじめは乱雑な机の状態に慣れ、その状態での効率の良いやり方がわかっているのに感じる。しかし整理をしなければならなくなると仕事が増えて負担が大きくなったように感じるが、いったん整理が終わってしまえば、元の状態よりも格段に効率が良くなるという話である。

つまり長期的にみれば本業以外のことに時間と労力を割く必要がなくなり、教育の効率と質が向上するといえるだろう。

本稿の位置づけは、この論文で主張されている意見を実際に実現しようとするものである。著者の主張は、1つ目に、**地域社会の人や資源、そして民間企業の持つ人や資源を教育の現場に持ち込むこと**によって、よりよい教育が実現されるということ、そして1つ目を利用する形で2つ目に、そのために、**長期的に見ればすべての人にとってよい結果をもたらすよう、「閉じられた」学校を、「開かれた」学校へと変化させる必要がある**ということである。

私たちの政策は、先に分析した結果を踏まえ、上記の2点を現実に活用したものとなっている。以下では、この先行研究の見地を踏まえた、私たちの政策案について説明していく。

第4章 政策案

第1節 政策案の基礎となる部分

1：政策案の基礎となる部分

次に政策案について説明を行う。それにあたり、現状分析から得たことについてもう一度触れておきたいと思う。

(1) 現状における問題

現状分析を通じて得たこととして、子供たちの食環境が乱れている点、その点に対して政策や教育が実施されているが、健康な食の継続性の欠如や学校時での給食の意義の浸透不足・学校教育での社会に対するインパクトがないという問題が発見された。私たちはこの問題点を解決するために政策を打ち出す必要性を感じた。そのため、私たちはこの点を満たし、子供たちの生活の中でさらに健全な食の意識を高めることができる政策を実施する。以下からその政策についてより具体的に説明をしたいと思う。

(2) 政策アイデアの源泉～ベルマーク運動についての説明～

私たちはこの政策案を考えるにあたって、ベルマーク教育助成財団によって行われている、ベルマーク運動を参考にした。

私たちの政策は社会全体での食育を、地産地消の概念をたたき台とし、促進するために、レシートなどを使ったポイント収集活動を社会に生み出すものである。ポイントを集めることで学校や子供たちが助成を受け、食育に関する特典を受け取ることができるというものである。

そのため、まず私たちが参考とした、ベルマーク運動の歴史・目的、そして援助の仕組み、実績について説明する。

・ベルマークの歴史と目的について

ベルマーク運動は、1957年に福島県の教諭が朝日新聞社にへき地教育支援を依頼し、1960年に教育施設や福祉施設での設備の助成を目的とした運動で、朝日新聞社創立80

周年記念事業として、教育設備助成会として設立され、2,263校の参加から始まった。1997年にはベルマーク教育助成財団と改称し、その運動を続けている。

・ベルマーク運動の仕組みについて

その仕組みは以下のようになっている。ベルマーク運動の協賛会社が商品に付けているマークを、登録参加のPTAや公民館などが集め、整理・計算して財団に送ることによって、1点が1円に換算され、ベルマーク預金になる。その預金でそれぞれの学校に必要な設備・教材が協力会社から購入することができる。それによって、その購入金額の10%が自動的にベルマーク財団に寄付され、さまざまな教育援助活動に使用されるという仕組みになっている。

・ベルマーク教育助成財団の実績

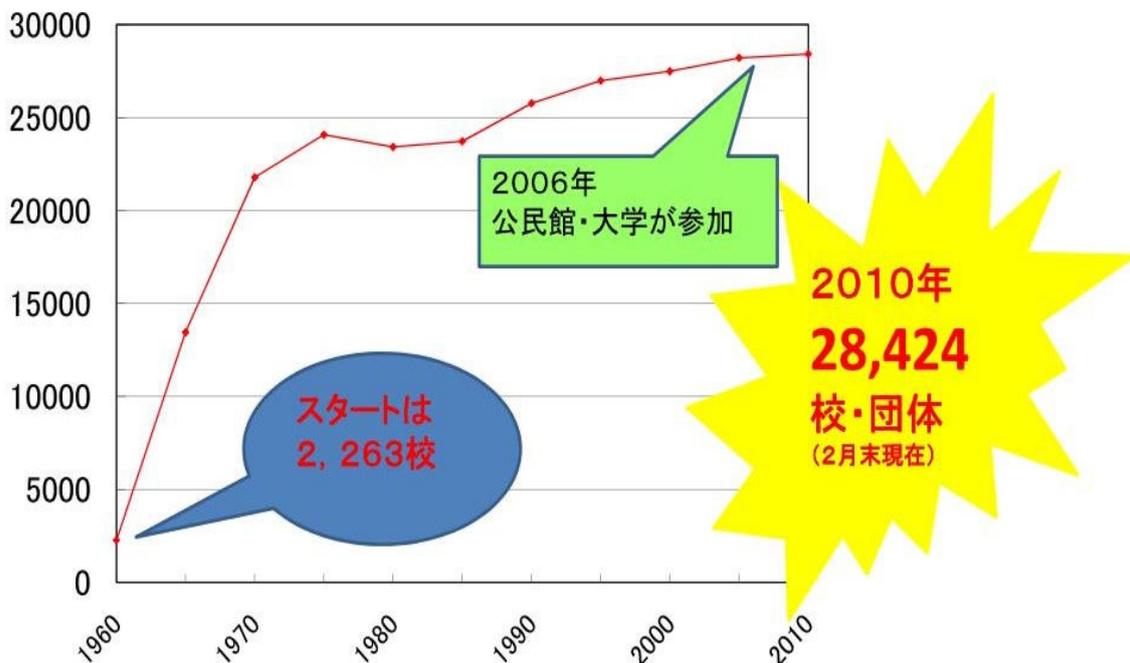
財団ホームページによると2009年の実績は以下のようになっている。

- ・協賛・協力企業…それぞれ、59社、21社(2008年)
- ・参加校…28,424校・団体
- ・財団への集票点数…480,451,536点
- ・参加団体口座への振り込み…480,451,536円(教育設備助成費)
- ・財団への資金…120,112,626円(運営費=PTAからの寄付)

・実績の推移

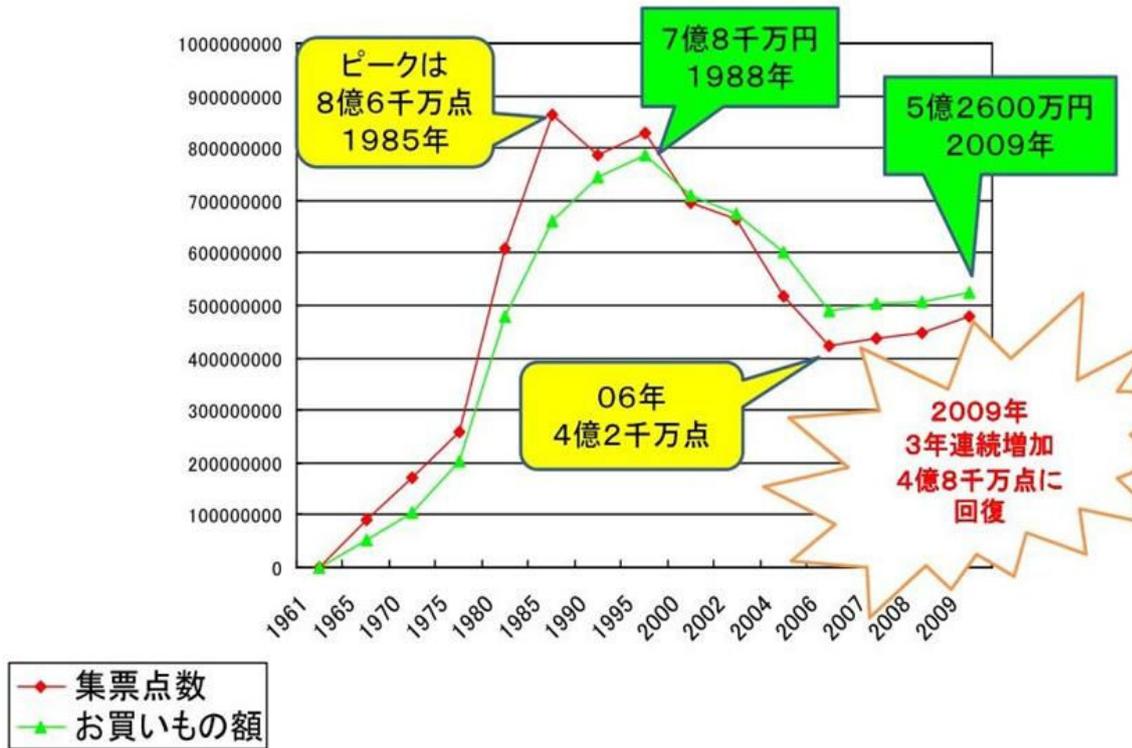
ベルマーク教育助成財団は、1960年から活動を開始しており、参加学校数・団体、ポイントの推移は以下のようになっている。

参加校・団体の推移



1960年から1970年までの10年間でベルマーク運動参加校は、2,263校から約22,000校へと増加しその後、1980年代は一時減少傾向にあったが、2006年には公民館・大学が参加し、2010年には28,424校となっている。

集票点数とお買いもの額



集票点数は1970年までは約1億3,000万点であり、1985年までは増加傾向にあったが、2006年までは減少、新規に公民館・大学の参加等の展開もあり、その後は増加傾向にある。

このようなベルマーク運動の仕組みと、実績を参考にすることで、私たちの政策もまた実際に運用することができると考えられる。

第2節 政策案の概要

まず私たちが提案する政策というのは

きょうの食育の“輪”を広げよう運動

では次に具体的な政策案の前に、より理解をしていただくために、政策の事業主体、実施主体、事業対象について示す。

事業主体	： 京都府
実施主体	： きょうと食育ネットワーク (事務所は京都府農林水産部食の安心・安全推進課内)
事業対象	： 京都府の小中学校・子供、食に関係する流通企業・小売・その他企業など

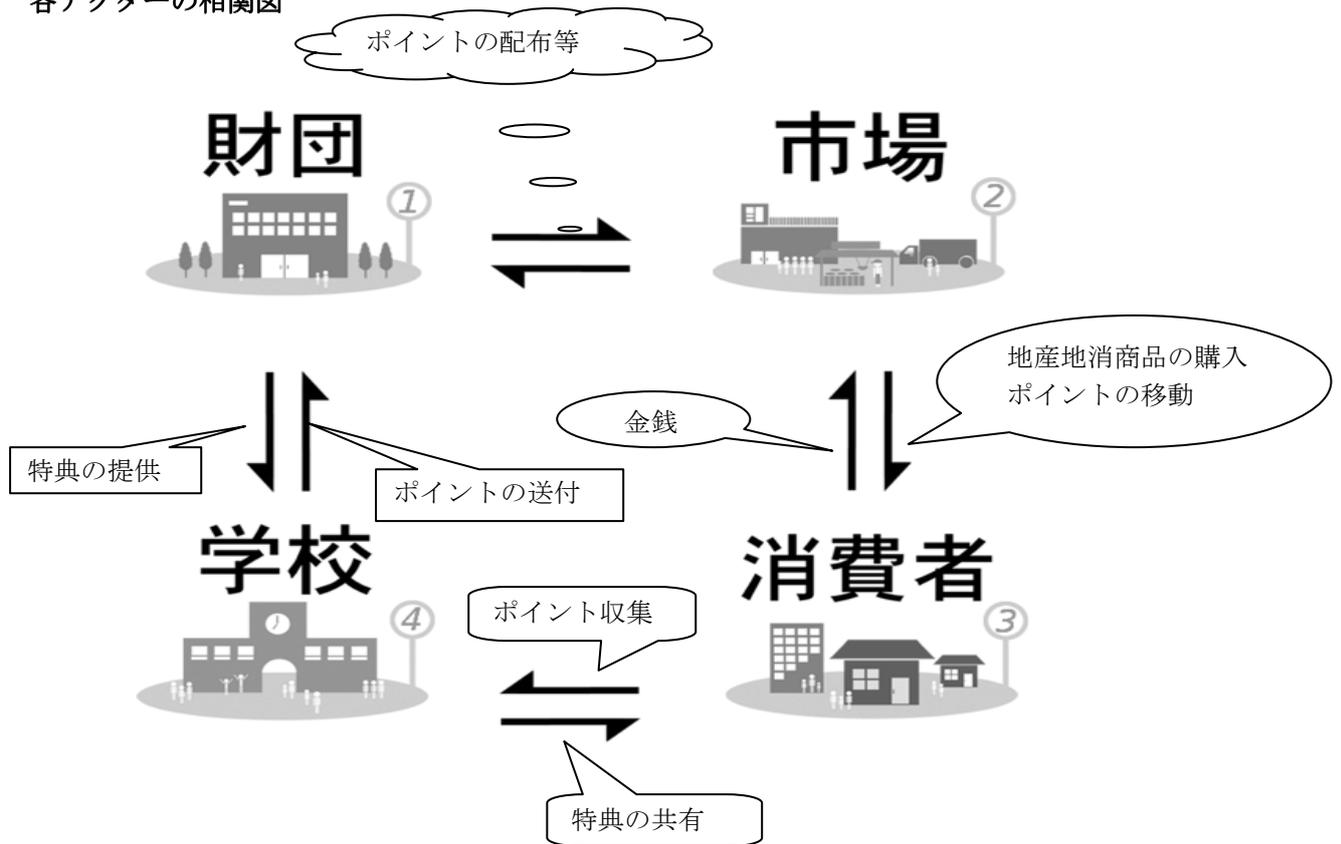
事業主体は京都府であり、きょうと食育ネットワークが実施主体となって政策を行う。私たちは実施主体策定にあたり、きょうと食育ネットワークの代表にインタビュー調査を行った。

きょうと食育ネットワークは、京都府の食育推進計画の中に位置づけられている組織であり、府の食の安心・安全課に窓口を持ち、府の職員によって運営されている。

きょうと食育ネットワークの事業内容は、府内において食育に取り組む様々な関係者が集い、それぞれの特性を活かしながら、協働し、府民運動として食育を推進するというものである。具体的には食育講座の開催、マスコット・標語の活用や食のコンクール、スーパーなどでの食育キャンペーンを行っている。またこの組織の会員を募集し、その会員が食育の授業を提供できるよう情報をまとめ、各学校に情報を提供している。これがきょうと食育ネットワークの事業である。

事業対象については次の政策相関図を用いて順に説明をしていきたいと思う。

各アクターの関連図



<政策の流れの説明>

この関連図に則って説明していくと、まず図の①の京都府、つまりきょうと食育ネットワークが食育推進のために政策の中心となる。その政策としてポイントを発行し、②の市場の製品に付与する。その商品が市場で③の消費者に購入され、ポイントが消費者に行く。そしてその集めたポイントを学校で回収する。そうすることで京都府が協力企業と提携して行っている特典をそのポイントとの交換で学校は購入することができる。

また市場からは1つの製品が売れるごとに1ポイントが消費者に行くので、その分を1ポイント1円で消費者に還元し、そのお金で学校は特典を購入するといった流れである。

まとめ

このような流れを踏まえて、私たちの政策を簡潔に言うと、きょうと食育ネットワークが、地域社会と学校で食育を学んでいるという現状との差異である、子供の生活の中で食育が行われていないという問題を、地産地消の商品にポイントを添付することで、継続的な食への意識の啓発が行われ、その問題が改善するという政策である。

さらに具体的に言うと、日常生活での地産地消に関する生鮮食品や加工食品について、よりそれに即す製品についてポイントを付け、そしてそのポイントを使用することで、学校現場で教えられる地産地消についての知識を、日常の中で意識するため、さらなる教育効果があるということだ。

またそのポイントを子供たちと学校が集めることで、ポイントを使用して食育に関する授業などを行う特典を購入できる。そしてこの日常の継続的意識と特典による子供たちの知識の増加から、相乗効果を発揮して食に対する教育ができる政策である。

第3節 各アクターの役割等について説明

では次からより具体的な政策案について説明していきたいと思う。上記の図にも記載してわかるように、より細かい部分について各アクターの役割を説明していきたい。政策に関係するアクターとしては**1 京都府**、**2 消費者**、**3 学校**、**4 企業**の4つの部分がある。これについてより具体的な部分を次から説明していく。

1 きょうと食育ネットワークについて

まずこの政策の実施主体となるきょうと食育ネットワークについての役割などを説明する。この組織は現在でも食育推進を行っている組織であるが、私たちの政策の食育推進事業を進めるなかで極めて重要な役割を担っていく。では、なぜ現状での食育だけで任せず、こういうシステムを設計していくのかという理由を述べる。

< 政策設計の目的・理由 >

・ 現状・問題の是正

理由の1つ目に現状の子供たちへの食育が不十分であるという問題がある。分析の部分で導かれたように現状の食育教育には、継続性の不足、学校による食育の実施数の差などが問題として導き出された。また企業によっては食育の授業を行っているが、これにも上記した問題があると考えられる。また、保護者に給食が食育であり、教育であるという認識が薄いことなどが原因で、給食費未納が発生するなどがあげることができる。

このような理想としての食育基本法と、現状の食育との溝を是正するため、この仕組みを設立する必要がある。つまり、教育としての食育は、普段の生活の中から継続して行動をし、その上に知識を得て、また行動するということが。なぜなら、知識だけあっても行動を伴わなければ意味がなく、その逆もまた然りであるといえるからである。

それを解決するため、きょうと食育ネットワークがベルマーク教育助成財団のような役割を担い、今まで企業が単体で行っていた食育授業を学校や家庭と繋ぎ合わせ、地域社会を巻き込む食育を行うことで、子供たちをはじめとして、より良い食育を継続させていく。きょうと食育ネットワークを活用し政策を実行する目的と必要性のひとつの理由である。

・ 企業と学校のニーズの溝

次に2つ目の理由として、企業と学校のニーズの溝の問題がある。これは、きょうと食育ネットワーク代表へのインタビュー調査からわかったことであるが、食育教育を行いたい学校のニーズと、食育事業を行いたいと考えている企業のシーズとの間に満たされていない溝があるという問題である。

学校側には、きょうと食育ネットワークが行っている民間団体の食育事業のデータベースを活用する能力の不足から、食育授業依頼を行うことができないという障害があり、企業を含む民間団体側には、積極的に出張食育事業を行うなどすると、自社商品の宣伝であるといった批判があり、事業を行うことができないという障害がある。これらの障害によって、お

互いに授業を行いたいというニーズがあるにも関わらず実施されていないという問題がある。

このような両者の溝を埋めるのがこの政策を実行する理由である。本政策によって、学校と民間団体を含む企業とがつながり、潜在的なニーズが実現すると考えられる。

以上の二点からこの政策において、きょうと食育ネットワークの事業の制度設計がされる必要性があり、これが目的となるのである。

<食育ネットワークの役割>

次にきょうと食育ネットワークのこの政策での役割について説明していきたいと思う。この組織は政策の責任を負う機関であり、中心となる。そして図における矢印の部分が業務の一つになる。では実際の業務について述べていきたいと思う。業務は大きく4つある。

- 1 ポイントの製品への付与について
- 2 ポイントの集計業務（学校から発送されたもの）
- 3 企業へのポイント事業への参加促進営業
- 4 事業 PR 業務
- 5 特典の内容考案と配送・連携について

これらを以下から具体的に説明する。

1 ポイントの製品への付与について

まずネットワークは政策を実施するにあたり、市場における製品にポイントが付与しないといけない。この製品は市場での食品販売会社でこの事業の意義に賛成をしていただいた会社での商品である。そのポイントの付与に関してひとつずつ説明していきたいと思う。

・どの製品が地産地消製品になるか

地産地消に関係する食品として生鮮食品と加工商品がある。生鮮食品には魚介類や野菜果物、肉製品がある。この製品群ではその土地で生産されたものを地産地消製品として扱い、この製品を購入した消費者のポイントとなる。

次に加工商品については様々なものがある。漬物や佃煮をはじめとしたものだ。これに関してどの基準で地産地消製品かどうか見極めるかという食品表示によって判断する。たとえばミックスベジタブルの食品表示で原材料にA県産、B県産、C国産とあったとする。この製品自体は様々な地域の材料が混ざっている。しかし、もしA国の部分に自分の住む地域が記載されていれば、その製品を買うことで地産地消に貢献できるということである。

・ポイントの点数について

私たちの政策では地産地消製品に対しポイントを付与する。その時得点の基準が必要になってくる。特点の基準としては地産地消、つまりその土地の野菜などの食品をその土地の人々は消費をするということ、に関係させ、またフードマイレージの考えも含め以下のように付けた。

県内産… 1点
国内産… 0点
外国産… 0点

である。このようにすることで消費者もまたより身近な地域の製品を食すべきという考え方を持つ。また子供たちも日常からより食の安全性や地産地消について意識することができるはずだ。

・ポイントとなる媒体について

消費者が集めるポイントについては二通りの集め方を用いるようにする。この二通りについては状況に応じて使い分けをする。その状況とは一つ目にスーパーなどレジシステムがある状況、二つ目に八百屋や小売りなどレジシステムがない状況である。

まず一つ目のレジがあるスーパーなどではレシートをポイントとすることにする。レシートには産地なども記載させることができ、その文字が記載されている分だけ点数となる。またレジの機会自体も設定を変更させることができるので、スーパーにはその旨を伝え協力してもらおう。またこの方法では実際にポイントシールなどを配布するより手間の観点から効率がいいといえる。

次に二つ目の方法としてはレジシステムがない状況の八百屋などのため、食育ネットワークから食育ポイントのマークをその小売などに配送し、そのポイントシールを、地産地消製品を購入された消費者に配るという方法である。

この二点に共通してスーパーなどが協力してくれないのではと疑問があがるかもしれないが、まずはこの政策の意義を理解していただき、地産地消をすることでその製品の販売率もあがるため協力して欲しい旨を伝える。

また食育基本法で言うと、12条で「食品関連事業者等（製造から流通、販売等）は自主的かつ積極的な食育の推進が求められ、また国などの食育推進についての施策に協力しないといけない」、と記載されている。こういった理由からスーパーにおいて協力をしてもらうことができると言える。

以上二つの方法でこれを媒体とし、消費者はポイントを収集することができる。

2 ポイントの集計業務

これは学校側が生徒たちから集めたポイントをきょうと食育ネットワークに送付して、それが到着してからの業務である。きょうと食育ネットワークはポイントの集計を行い、販売企業へと報告し、協賛金を1ポイント当たり1.25円受け取る。この協賛金のうち、1円を各学校の銀行口座へと振り込み、0.25円をきょうと食育ネットワークの運営費用へと回す。

また集計の効率化のためにレシートの上部分に点数を書いてもらっておくなどの啓発を学校側で、子供たちを含めた消費者側でもらうようにする。

3 企業へのポイント事業への参加促進営業

これは企業に対してこの事業に参加をしてもらうために行うことである。企業の種類としては販売企業、協力企業、協賛企業と多種あるが、企業が参加することで得るメリットを示し参加を促す。また企業が参加することで得るメリットについては以下の企業の役割で説明する。

つまり、ここではこの組織が営業をして、協賛・協力企業に対しメリット等を説明し参加するよう促すという仕事があるということである。

4、事業 PR 業務

ここではきょうと食育ネットワークがどのようにこの事業・政策を社会に広報をしていくのかということを説明する。

方法

HP などネットワークやメディアを通じた間接的な広報
スーパーや売店などでの PR のお願い、また各学校へのアピールの直接的な広報

順に説明したいと思う。

(間接的広報について)

これはまず政府の HP によってこの政策の説明を行う。またきょうと食育ネットワークの HP でも説明することでこの事業をより具体的に説明し、国民に広く知ってもらうことができる。

そして他には新聞や雑誌などのメディアにもきょうと食育ネットワークが営業を行い、取り上げてもらうということである。

(直接的広報について)

まず一つにスーパーや実際の販売店において、知産地消についての情報、このマークについて PR してもらうということである。実際に売り場の所で、マークありなどの情報を書いてもらうということである。

次に各学校へのお知らせについてである。これはきょうと食育ネットワークが各学校に政策実施とその概要、意図、協力について知らせるために記載したプリントを配送するということである。そしてその知らせを学校側が見ることで、学校が直接子供たち、父兄に連絡をするという流れができる。これにより広報ができる。

5 特典の内容考案と配送・連携について

これは消費者や学校が収集したポイントでどのような特典を購入することができるかについて説明する。

具体的な特典内容としては以下をあげることができる。

(特典内容)

・寄付系

食に関する災害系（飢餓など）に寄付—寄付をすることも一種の教育となる

・物品系

家畜（飼育）購入—自分たちで育てることで食への大切さの意識（例）鶏 10000 ポイント
種（栽培、収穫） 150 ポイント×欲しい量
食育に関する本・教科書の配布 1000 ポイント×人数分

・見学、体験系

海に行き食に関する体験
山に行き食に関する体験
食品が食卓に並ぶまでの工程見学
ゴミ処理場見学バスツアー
牧場見学、体験
食を学ぶ海外旅行ツアー
ホテルのシェフの食育体験、健康な食を意識して

・その他

食育だよりの配信
食育に係る講演会の実施
企業・NPO などの団体の食育授業

などである。またこのような特典をするにあたり、できる限り協力企業を増やしていくことも食育ネットワークの仕事の一つになる。

またどれくらいのポイントでどのような特典を購入できるかという点、物品系の特典は以上の通りである。またそれ以外についてはクラスの人数によって値段が変わるので応相談である。

次に実際に学校が特典をポイントで購入するにあたりどの程度の収集率でいけるかを具体例を用い紹介したいと思う。

では、地元の農産物収穫体験ツアーに行くことを仮定して話を進める。

交通費、雑費を含め費用は一人 1,000 円、児童数は一クラス 30 人を想定する。

$$1,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 30,000 \text{ 円}$$

一日で何ポイント必要かという点

$$30,000 \text{ pt} \div 180 \text{ 日} = 166.67 = 167 \text{ pt/日}$$

もしくは

$$30,000 \text{ pt} \div 365 \text{ 日 (一年)} = 82.2 \text{ pt/日}$$

一日一人何ポイント必要かというと

$167\text{pt} \div 30 \text{人} = 5.57 = 5.6\text{pt}/\text{子供一人}$

もしくは

$82.2\text{pt} \div 30 \text{人} = 2.74\text{pt}/\text{子供一人}$

つまり総計 30,000pt 必要となる。

そしてこのポイントを半年でためるとすると

一日クラス一人で 5.6pt、

一年間でためようとするとも一日クラス 2.74pt となる。

このように半年スパンか一年間かけて高額な特典は購入できるような仕組みとなっている。

最後に学校側への特典の配送等についてであるが、これは特典の種類による。物品などの場合、直接配送日を伝え送付すればいい。授業やツアーなどの場合はその日取りを提供する協力会社と学校との日程調整に参加し、その協力を行う。

2 学校について

次に学校が担う役割について説明する。学校が担う役割として主に以下のことがある。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1、各家庭から持ってこられたポイントの回収2、保護者、地域の消費者に対してポイント収集協力の呼びかけ3、ポイントの送付・特典決め4、保護者に報告 |
|---|

上記の詳細を述べる。

- 1、 学校は各家庭からポイント収集を上手くすることが重要である。今回この政策内でポイントとして扱われる各種シールは日ごろ目につくものであるため、各家庭で集まりやすいものと想定できる。そのため捨てられることを防ぐためにも毎週月曜日回収など各学校で定期的に回収する仕組みを作り上げる。
- 2、 ポイントを集めるためには子どもを持つ家庭の保護者だけでなく、各地域の学校にポイントを寄付することができるその地域の消費者への呼びかけも必要である。保護者には定期的にプリント等を配布し協力を呼びかける。地域の消費者には直接呼びかけることは難しいため、商品を売るスーパーに呼びかけのビラを設置するなどする。またスーパー等でポイントを直接回収できる箱を設置するなど行う。

- 3、 十分なポイントがたまりきょうと食育ネットワークに送付し、実際に特典が受けられるようになった場合、どのような食育の授業をもらうのか、またその授業を受けるのは誰なのか(例5年生など)を素早く決めることができる体制を整える。
- 4、 最後に重要だと考える学校の役割の一つとして4つ目の保護者、地域の消費者への報告がある。報告では必ずどのような企業が来て、どのような内容の食育を、どれぐらい、どこでしたのか、誰がその食育を受けたのかを伝える必要があるだろう。ここをしっかりとしなければ保護者、地域の消費者からの理解、協力を得られないと考える。

3 消費者について

消費者が担う役割について述べる。消費者が担う主な役割として以下のものがあげられる。

- 1、 県産積極的に買う！！
- 2、 小学校、中学校に通う子どもがいる家庭
ポイントを学校に持って行くように指導する。
上記の子どもいない地域の消費者
ポイントを寄付、スーパーの回収箱に投函
- 3、 学校がそのニーズにあった特典を選択するか監視、学校からの報告を受ける。
- 4、 各家庭、地域の消費者が学校からの報告を受ける

上記の詳細を述べる。

- 1、 これはマークがポイントになるため県内産を買うことで子どもの食育に貢献できる。そのため今まで以上に県内産を買うことにメリットが生まれるので、消費者も地域貢献として積極的に買う姿勢が必要だと言える。そして地産地消が促進されることにより地元活性化につながることも必要である。
- 2、 小学校、中学校に通う子どもがいる家庭においては、直接学校から回収の呼びかけがあるので、積極的に協力する姿勢が必要である。というのもこれは学校教育、特に食育充実のために行うものだからである。またそのような子どもがいない家庭でもスーパーでシールを箱にいれるという気軽な機会の提供がなされるので地域貢献として取り組む姿勢が大事であろう。
- 3、 各家庭、地域の消費者が協力して貯めたポイントを学校が無駄に使わないように、どのような議論が行われなぜその特典にするのか、どうしてその学年なのかという情報に関心を持ち、監視の目があることを学校に意識させる必要がある。そして実施前後には学校がどのような企業が、誰に、どのようなことをしたのか、どこで、どれぐらいしたのかの報告を怠らないためにも報告を何らかの形で受ける義務を負う。

4 市場（企業）について

市場には企業や組織がある。その部分について説明をしていく。
 まず市場における組織には4つに分けることができる。一つ目に販売会社。二つ目に協力会社・組織。三つ目に協賛会社・組織。四つ目にその他の会社である。
 この各企業や組織の役割について説明したいと思う。

< 1, 販売会社の役割 >

販売会社とは、市場において製品を販売し、その製品にポイントを付与する会社である。具体的には農家や漁業関係、畜産関係の会社である。

役割としては、食育ネットワークと契約した会社であり、このポイントを金銭と代替するという役割である。つまり消費者に対して、売上げの一部を還元するということである。具体的に説明すると、1ポイントにつき1,25円を食育ネットワークに払うということである。そのうちの1円が子供たちの食育預金となり特典を購入する費用となる。また0.25円は組織を運営する費用となる。

この企業のメリットとしては、地産地消を押し政策によって、企業に関係する製品が売れるとともに、社会貢献にもなるということである。

< 2, 協力会社・協力農家・組織の役割 >

これは府が学校に供給しなければならない特典の供給会社などである。組織としては企業やNPO、また様々な組織である。役割としては学校に対しての食育の実施や食育に関係する商品を1から2割引程度でポイント購入できるよう提供するということである。具体的に役割は以下の三つである。

1. きょうと食育ネットワークに提供可能な授業の内容を伝える

これは協力者となる人・企業などが自分の提供できる食育に関する教材を示す。またそれを実施するにあたってのコストも示す。

2. きょうと食育ネットワークからの仕事依頼を受ける

きょうと食育ネットワークに自分たちの提供できるものを示すことで、それがきょうと食育ネットワークを通じ各学校に掲示され、学校側からのリクエストに応じ、きょうと食育ネットワークから協力企業は依頼を受ける。

3. 実際に学校などで授業を行う

きょうと食育ネットワークから依頼を受けたものに従い、学校で授業等を行う。

その商品を販売、協力することでの企業のメリットとしては社会的貢献と、京都府からの京都府食育事業参加マークを得ることができ、企業などでは社会的価値の付与につながるというメリットがある。

< 3, 協賛会社・組織の役割 >

これはこの事業に賛同をした企業で、運営などの金銭の補助をしてくれる企業・組織である。これがきょうと食育ネットワークの運営費や食育の商品の値引きへの金銭となる。この企業のメリットとしては、全国的に知名度のある政策に参加することで社会的貢献を示すことができる。また上にも記載したように食育事業参加から企業の社会的価値の向上がメリットとなる。

4：京都府ねぎを使った事業のシミュレーション

では次に実際の政策の流れを理解するために、京都府で収穫されたねぎを例に政策の流れを説明する。一連の事業の流れは、ベルマーク運動を行った方はそれをイメージしていただくことが極めて容易になると思われる。

まず、ねぎが市場で売り出される。そののちスーパーや八百屋などの店頭はそのねぎが並べられる。次に消費者が、そのねぎを購入する。その時購入時にレシートをもらう。その後、家庭で京都産のねぎを食すとともに、原産地の記載されているレシートを保存しておき、今までのポイントも合わせて 100 ポイントほどたまったので、子供に持たせて学校へと送り出した。

そして学校では、各家庭から集められたポイントを、子供たちの中から選出された委員が、集計する。今回はレシートなのでその原産地の数を数える。そして子供たちが集計を終えた後、教師がきょうと食育ネットワークへと所定の封筒にポイントの記載したものを送付する。

そこできょうと食育ネットワークでは、各学校から集められたポイントをもう一度集計し、集計されたポイント分の助成金をこの時、ポイント分の金銭を農家や漁業などの知産地消を促進させようとしている団体から支払を求める。支払額はポイント数掛ける 1.25 円である。この支払いを行ってもらうことによりプレゼント経費が賄われるのである。

そして学校は景品を受け取るか、もしくは企業との日程調整を行ったのち、実際に子供たちに授業を企業が行う。そして子供たちは知産地消を意識し、地元のねぎなどを買って得たポイントにより環境への貢献や自分たちの食への安全も得るとともに、さらに食育に関する特典も得られ、食への知識が増加していく。

こうした流れを得たのち、また継続して地元農家のネギなどを食べ、ポイントをあつめていくことでさらなる循環が生まれるのである。以上の業務が循環することによって事業が進むのである。

第5章 行程表

第1節 事業案行程表 1年目から10年目まで

年数	目標	活動内容	目標数値
1 - 3年目	① 事業案の実現	① 協賛・協力企業獲得 ② 参加学校獲得 ③ 地域への広報活動	① 15社 ② 京都府全校
4 - 10年目	① 事業の安定 ② 近畿圏一体での事業実施	① 協賛・協力企業拡大 ② 参加学校拡大 ③ 広報活動 ④ ポイント業務 ⑤ 新規事業立ち上げ	① 100社 ② 近畿圏一体で5割

ここでは、上に挙げた図の、政策のかなめである、きょうと食育ネットワークが、私たちの政策案を実行するために、協賛・協力企業を得て、そして実際に業務を遂行していくまでの工程を説明し、そのなかでの障害とそれへの対処法について検討していく。まず、事業開始までの3年間について述べる。

・1-3年目までの目標：事業案の実現

きょうと食育ネットワークは、3年での事業開始を目指す。

最初の3年間での主な活動は

- 1 協賛企業・農家を募る活動
- 2 各学校への事業への広告・参加要請
- 3 地域への事業の広報活動の3点が主な活動

以下ではそれぞれの活動について詳細に説明していく。

1の協賛企業・農家を募る活動とは、先の政策内容で説明した、1ポイントに対する資金提供、および食育事業を提供する団体を募る活動、2および、ポイントとして認定する品目を増やす活動の2つの活動からなる。

課題は、協賛企業に協賛するインセンティブがあるかどうかであるが、SWOT分析¹からCSRとしての食への関心の高まりや、いくつも企業による食育教育の実施などの機会に恵まれているため、また、きょうと食育ネットワークには、すでに86の協賛団体が加盟しているため、可能であると考えられる。

2の活動は、地域社会、および食育教育を受ける子供たちを企業・農家と結びつけるために、学校が窓口となり、きょうと食育ネットワークと協力して事業を行う必要がある。本活動はその協力への参加を要請する活動である。

3の活動は、地域社会からの本事業への認知度を高めるための活動である。

・4-10年目までの目標：①事業の安定②近畿圏一体での実施

4年目から10年目は、先の政策内容で説明した、1協賛企業・農家の拡大、2参加学校の拡大、3集計されたポイントにかかわる業務、4ポイントを使った食育事業案の新規立ち上げ・見直しの4点と他県での事業開始のための本案の1-3年目の活動を主な活動とする。

また近畿圏での実施地域拡大のために、京都府ではじめられた活動であるが、この活動を地方の行政組織に依頼をする。たとえば大阪の食育の推進について行っている部署、大阪府健康医療部保健医療室 健康づくり課 生活習慣病・歯科・栄養グループに実施依頼をすればいいことである。そしてその了承を得た地域から徐々に京都で行ったシステムを導入し広げていく。これを各都道府県に実施をしていく。

¹ 詳しくは本文最後の資料※1 SWOT分析を参照にされたい。

第2節 政策効果

ここでは私たちの政策案のインパクトをどのように測定するのかについて述べる。政策のインパクトを測定する指標として、以下の二つに注目する。

1. きょうと食育ネットワークに集められたポイントの総計
2. 企業等によって行われた事業数の増加

それぞれの指標が意味するところについて以下で述べていく。まず1つ目のきょうと食育ネットワークに集められたポイントの総計は、きょうと食育ネットワークに集められるポイントが高まれば高まるほど、その都道府県産の食材が、その都道府県内で消費されているといえるため、1つ目に、地産地消の促進度合いを測る指標として意味があり、2つ目に、日常で自身が居住している地域の食材を買おうと心がけていることを測る指標として意味があるといえるであろう。

また、2つ目の企業等によって行われた事業数の増加は、現状分析で問題点として指摘された以下の2点の改善度合いを測る指標となると考えられる。まず1つ目は、単発事業の継続性が欠如しているという問題点であり、事業数の増加は、単純に継続して教育が行われている指標になると考えられる。そして2つ目は、ニーズとシーズの問題であり、事業数の増加は、事業を行いたいと考えているが、事業を行ってくれる企業等を見つけることができず、事業を行えずにいる学校のニーズと、CSRの一環として教育という形で事業を行いたい企業のシーズをマッチングさせた件数が増加していると言えるであろう。

補助資料 1

※ 1 給食に関する SWOT 分析

ここでは学校給食法と食育基本法に関係して、給食についての強み・弱み・機会・脅威を分析する。この部分を分析することで、より子供たちの食を取り巻く環境が明確に浮き彫りになる。

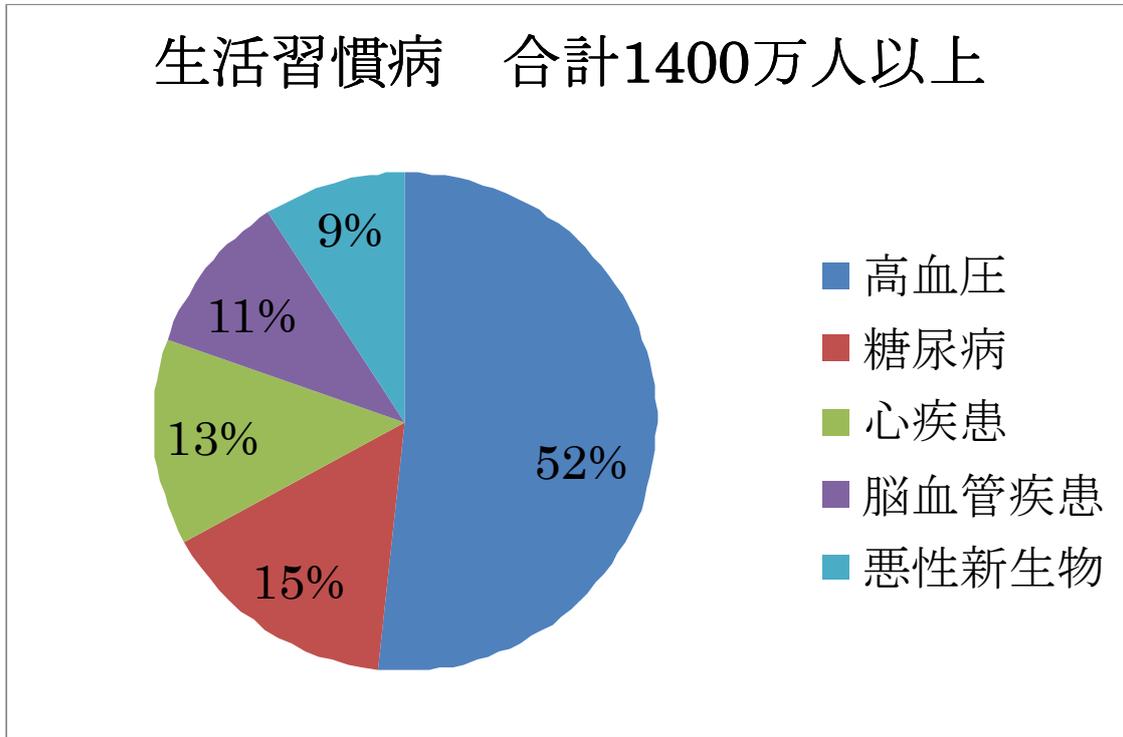


これが給食における SWOT である。ここで注目してほしい点がある。それは強みの点にある給食が栄養満点ということや、習慣的な食生活ができるといったこと、食について学習ができるということである。そしてこれが給食基本法で掲げられている食育と関係するのである。また機会の点にある食育の関心の高まり、企業の食育事業の参加などがある。このように給食に関して良い部分があると同時に、機会の点から、さらにそれを高める効果を持つ機会が発生していることが伺うことができる。

これと対照的に、弱みで給食における食育の実際がわかりにくい、家庭での食への影響の少なさなどがある。また脅威として未納問題が起きている、献立を見る親の減少などから、親の子供たちの食への関心のなさや食育の意義の理解不足ということがわかる。

以上が SWOT 分析の結果である。

補助資料 2



生活習慣病の種類として高血圧・糖尿病・心疾患・脳血管疾患・悪性新生物がある。
各患者人数はそれぞれ順に 718 万人・211 万人・184 万人・150 万人・127 万人となっている。

先行論文・参考文献・データ出典

《参考文献》

佐藤晴雄（1999）『地域社会・家庭と結ぶ学校経営』東洋館出版
服部 幸慶 『食育のすすめ ー大切なものを失った日本人ー』
浦野東洋一（2003）『開かれた学校づくり』同時代社

《データ出典》

食育基本法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17H0063.html> 2010/11/10

学校給食法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29H0160.html> 2010/11/10

京都府食育推進計画

<http://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/suishin-plan.html> 2010/11/10

京都食育情報

<http://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/> 2010/11/10

きょうと食育ネットワーク

<http://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/network.html> 2010/11/10